#### 例 定

## 総務文教委員会 主な審査内容

# |大竹市火災予防条例の 部改正について

本条例の一部を改正するもの。 等に公表する制度を導入するため、 ついて、法令違反の内容を利用者 重大な違反のある防火対象物に

消防用設備等とは何を指すのか問う。 Q 市内での防火対象物の建物及び

屋内消火栓などが該当する。 避難はしご、スプリンクラー、 備等とは、消火器、自動火災報知機、 方が利用する施設などで、消防用設 防火対象物とは、不特定多数の



消防立ち入り検査の様子

定に伴う関係条例の整理について ●消費税率及び地方消費税率の改 消費税及び地方消費税の税率が

令和元年10月1日から10%に引き の一部を改正しようとするもの。 上げられることに伴い、関係条例

なるのか問う。 を含め、市の歳入はどれだけ増額と 消費税増税によって、企業会計

用水道事業会計約389万円、公共 円、漁業集落排水特別会計約2万円 用料・占用料のほとんどのものが、 計では農業集落排水特別会計約3万 50万の増額を見込んでいる。特別会 を見込み、 は水道事業会計約265万円、工業 の増額を見込んでいる。企業会計で 年間契約で影響は少なく、約30~ 下水道事業会計約296万円の増額 一般会計のうち、土地などの使 合計で約1000万円と

道関係は家計に直接影響が出る。 民に負担を負わせる条例であるため 反対である. **⊉関係は家計に直接影響が出る。市[反対討論]**「消費税増税により、水

案を審議する場であり、賛成である」 上げに伴う公共料金改定に関する議 **|賛成討論|** 「今回は、消費税率引き

> ●平成30年度大竹市 般会計補正予算 (第4号)

補正予算額

[繰越明許費] 1億7824万9千円

大竹会館改修事業 3500万円

等

のか問う。 て、事業がどのように行われていた 度当初予算に組まれた各事業につい 今回減額補正が多い。平成30年

かったことが大きいと考えられる。 の事業において、一部執行ができな 急に対応する必要があり、土木関係 るが、平成30年は災害により、緊 執行残のいくつかは入札残であ

託料)が来年度に繰り越しとなった Q いて問う。 年度に実施ができなかった理由につ が、今後のスケジュール及び平成30 大竹会館改修事業(設計業務委

完了しない見込みとなり、 調整に時間を要し、平成30年度中に 基本設計の段階で、 現在、実施設計に入っているが 関係団体との 業務を繰

年3月に工事の完了を見込んでいる。 を提出する予定である。議会の承認 後、7月に工事の入札、8月に仮契 年6月頃になる見込みである。その り越した。実施設計の終了は平成31 後、10月頃から工事着手し、平成33 約、9月定例会に契約に関する議案

●その他の議案

※採決の結果、 すべての議案が 原案のとおり可決



### 反対討論

Α

民に負担を強いることとなる。消○「公共料金の値上がりとなり、市 高額所得者が恩恵をうけ、 費税は社会的弱者への負担が大きく、 がる制度である」

#### (賛成討論)

よう提出された議案であると考える た場合、安定した市政運営ができる ○「消費税率が10%に引き上げられ ため賛成である」

本会議での採決の結果 原案のとおり可決

## 生活環境委員会 主な審査内容

# )大竹市附属機関設置に関する 条例の一部改正について

正するもの。 設置するため、本条例の一部を改 等から意見を聴取する会議等につ を図る施策に関し、市民、有識者 齢者、障害者等の移動等の円滑化 いて、意思決定を行う附属機関を 高齢者施策・介護保険制度・高

員会との関係について問う。 ついて、第2期地域福祉計画策定委 大竹市地域福祉等推進協議会に

成も異なるものとしている。 でと状況が変わっており、委員の構 れることになったことなど、これま の計画の上位計画として位置付けら 正があり、計画策定がいままで任意 るが、平成29年度に社会福祉法の改 次の第3期地域福祉計画を策定する であったものが、努力義務になった 福祉計画策定委員会がベースといえ という意味においては、第2期地域 ことや、高齢者、障害者、児童など 大竹市地域福祉等推進協議会は

> があるが、本改正案で記載がない理 ネットワークの形成や人員配置など では、所掌事項について他機関との 会について、現在の設置要綱のなか 由を問う。 地域包括支援センター運営協議

営に関する事項でいいあてている。 ネットワークの形成・人員配置につ えるにあたり、他の機関の規定の る地域包括支援ネットワークの構築 来行う業務である、多職種協働によ いては、地域包括支援センターが本 仕方にあわせた。また、他機関との に該当し、改正条例案の設置及び運 今回の条例改正で附属機関に加

がひろがり、限定的な列挙が難しく 地域包括支援センターの活動の幅 なってきた面もある。 今後やらないということではなく

大竹市阿多田保育園設置及び 管理条例の制定について

を制定するもの。 田保育園を設置するため、本条例 多田児童館を廃止し、大竹市阿多 平成31年4月1日から大竹市阿

Q する規程があるが、職員は何名配置 条例案第13条に職員の配置に関

事業を市の事業として実施するた

本条例の一部を改正するもの

介護保険法に規定する保健福祉

ついて問う。 するのか、また、 利用者数の予定に

Q

保健福祉事業の今後の事業展開

の可能性について問う。

制と同じく、非常勤の施設長1名、 Α 代替の保育士が2名程度。 常勤の保育士2名と、その不在時の 職員体制については、現在の体

護する者の支援のための事業や、

要

この事業は、被保険者を現に介

を予定している。 は10名で、平成31年度も8名の利用 く予定である。平成30年度の利用者 医を配置し、4月以降も運営してい また、嘱託医として内科医、

ね返るという点がある。

め、多くの事業をすると保険料に跳 業ではあるが、全額保険料で賄うた の事業を行うものであり、有効な事 介護状態になることを予防するため



阿多田児童館

バランスを考えて今後の対応を検討

### ●その他の議案 3 件

※採決の結果、すべての議案が 原案のとおり可決



本会議での採決の結果 原案のとおり可決

大竹市介護保険条例の

一部改正について

その後の交付金の継続は未定であり

400万円程度の交付金があるため

また、平成32年度までは国から

なくなれば保険料に影響がでるため、